

内々の事には侍れどふるきていをしるす、

次執柄取御笏獻之、次藏人頭置御沓於階第一級、此間御前命婦引退候北庇、

是まで御次第の如くにて、他人見る事なし、

次執柄著御後座或居高御座中、次執柄立第三層行事、次兵庫頭起座、褰御帳鉦可令擊之由申之内、

辨宣令擊、兵庫頭召鉦師令擊之、次女孺六人執翳左ノ手執翳、右ノ手差扇、自母屋東西一間斜南行、出南榮入自

御座間、與母屋柱平頭立、長中短翳次第列後皆北面立、左右共如此、

東西より行事辨二人、羽どりの女孺代二人づゝ引出て、南の簀の子へ出て、御座の當間より入、左右になゝめに立、さしはをしておほふ、

次褰帳二人起座、昇高御座東西階、進立南面欄内、褰帳畢復座、

欄内とは高みくらのらんかんの内なり、壇上ともいへり、御かたびらの外なり、

次執翳經本路退復座、先下臈

此どころは、けんてう二人もとの座にかへりつれて、後はどりのもとの道を歸り、下らうをさきとす、

宸儀初見、諸仗稱警、式部稱面伏近代不稱之、群臣磬折、内辨不立、

外辨卿相庭上の標を立つ時、腰を折て禮節するをけいせつと云、警の字もかく、故ありて磬の字ふるく書ことなり、

次主殿生火圖書焼香、

生火官二人なり、東西の火爐のもとの床子につき、左右より火爐に立より、火爐の火をうかゝふ也、圖書の官人二人東西よりつく、香納桶の東西に、生火の官人の南の方に居し香を焼なり、圖書の官人たく香は、大外記より床子の座にて、兩人へ一つゝみづゝさづく、その香包様有、檀